

令和6年第4回美浜町議会定例会議案

令和6年12月3日提出

目 次

諮問第 1 号	美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について	・ ・ ・	1
承認第 4 号	専決処分事項の報告承認について	・ ・ ・	2
承認第 5 号	専決処分事項の報告承認について	・ ・ ・	28
議案第49号	知多南部衛生組合規約の変更について	・ ・ ・	48
議案第50号	美浜町税条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	50
議案第51号	美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	55
議案第52号	美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	58
議案第53号	指定管理者の指定について	・ ・ ・	61
議案第54号	指定管理者の指定について	・ ・ ・	62
議案第55号	町道路線の廃止及び認定について	・ ・ ・	63
議案第56号	令和6年度美浜町一般会計補正予算（第3号）	・ ・ ・	別添
議案第57号	令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	・ ・ ・	別添
議案第58号	令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）	・ ・ ・	別添
議案第59号	令和6年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）	・ ・ ・	別添
議案第60号	令和6年度美浜町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	・ ・ ・	別添

諮問第 1 号

美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について

美浜町人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

住 所	美浜町大字奥田
氏 名	石田 裕子
生 年	昭和 32 年生

提案理由

この案を提出するのは、美浜町人権擁護委員豊田壽美氏の任期が令和 7 年 3 月 31 日で満了になるからである。

承認第 4 号

専決処分事項の報告承認について

下記の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

令和 6 年度美浜町一般会計補正予算（専決第 1 号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 0 月 1 日

美浜町長 八 谷 充 則

令和 6 年 度

愛知県知多郡美浜町補正予算書
及び予算説明書

令和 6 年 度

美 浜 町 一 般 会 計 補 正 予 算

令和 6 年度美浜町一般会計補正予算（専決第 1 号）

令和 6 年度美浜町の一般会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 , 8 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 , 0 5 2 , 7 1 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 0 月 1 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		591,094	10,811	601,905
	3 委託金	39,257	10,811	50,068
歳 入 合 計		9,041,904	10,811	9,052,715

歳 出

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,498,732	10,811	1,509,543
	4 選挙費	233	10,811	11,044
歳 出 合 計		9,041,904	10,811	9,052,715

令和 6 年 度

美浜町一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款				
16 県支出金				
	歳	入	合	計

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

補正前の額	補 正 額	計
591,094	10,811	601,905
9,041,904	10,811	9,052,715

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	1, 498, 732	10, 811	1, 509, 543
歳 出 合 計	9, 041, 904	10, 811	9, 052, 715

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
10,811			
10,811			

2 歳 入

1 6 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費委託金	36,876	10,811	47,687
計	39,257	10,811	50,068

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 選挙費委託金	10,811	衆議院議員総選挙執行委託金 10,806
		国民審査執行委託金 5

1 6 款 県支出金

3 歳 出

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 衆議院議員 総選挙費	0	10,806	10,806	10,806 県支出金			

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	1,904	●衆議院議員総選挙費 【総務課】	10,806
		1報酬	(1,904)
3 職員手当等	4,250	選挙管理委員会委員	51
		投票所の投票管理者	116
7 報償費	33	期日前投票所の投票管理者	125
		投票所の投票立会人	393
8 旅費	36	期日前投票所の投票立会人	423
		開票管理者	11
10 需用費	1,533	開票立会人	178
		会計年度任用職員報酬	607
11 役務費	2,308	3職員手当等	(4,250)
		時間外勤務手当	4,000
12 委託料	370	管理職員特別勤務手当	250
		7報償費	(33)
13 使用料及び賃借料	372	ポスター掲示場設置謝礼	33
		8旅費	(36)
		費用弁償	21
		普通旅費	15
		10需用費	(1,533)
		消耗品費	1,000
		食糧費	172
		印刷製本費	360
		修繕料	1
		11役務費	(2,308)
		通信運搬費	1,700
		機器点検手数料	608
		12委託料	(370)
		ポスター掲示場設置及び撤去委託料	370
		13使用料及び賃借料	(372)
		冷暖房設備使用料	6
		個人演説会会場借上料	20
		投票所借上料	6
		ポスター掲示場借上料	340

2 款 総務費

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 最高裁判所 裁判官国民 審査費	0	5	5	5 県支出金			
計	233	10,811	11,044	10,811	0	0	0

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	5	●最高裁判所裁判官国民審査事業 【総務課】 5 10需用費 (5) 印刷製本費 5

2 款 総務費

4 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 年間支給率 (3.4月分) (千円)	通 勤 当 (千円)	退職手 当組合 負担金 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	2	—	17,220	5,855	24	5,141	28,240	4,425	32,665	
	議 員	12	37,392	—	12,714	—	—	50,106	10,728	60,834	
	そ の 他 の 特 別 職	547	27,423	6,984	2,305	120	1,258	38,090	1,917	40,007	
	計	561	64,815	24,204	20,874	144	6,399	116,436	17,070	133,506	
補 正 前	長 等	2	—	17,220	5,855	24	5,141	28,240	4,425	32,665	
	議 員	12	37,392	—	12,714	—	—	50,106	10,728	60,834	
	そ の 他 の 特 別 職	547	26,126	6,984	2,305	120	1,258	36,793	1,917	38,710	
	計	561	63,518	24,204	20,874	144	6,399	115,139	17,070	132,209	
比 較	長 等	0	—	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	—	0	—	—	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	0	1,297	0	0	—	0	1,297	0	1,297	
	計	0	1,297	0	0	0	0	1,297	0	1,297	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	194 (183)	256,907	683,265	545,894	1,486,066	263,199	1,749,265
補正前	194 (183)	256,300	683,265	541,644	1,481,209	263,199	1,744,408
比 較	0 (0)	607	0	4,250	4,857	0	4,857

() 内は短時間勤務職員数(外書き)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	13,684	6,905	11,660	174	30,750	250
	補正前	13,684	6,905	11,660	174	26,750	0
	比 較	0	0	0	0	4,000	250
	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)
	補正後	1,240	22,416	0	186,027	118,656	104,836
	補正前	1,240	22,416	0	186,027	118,656	104,836
	比 較	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	194 (9)	—	683,265	455,110	1,138,375	215,786	1,354,161
補正前	194 (9)	—	683,265	450,860	1,134,125	215,786	1,349,911
比 較	0 (0)	—	0	4,250	4,250	0	4,250

() 内は再任用短時間勤務職員数(外書き)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	13,684	6,905	11,660	174	30,750	250
	補正前	13,684	6,905	11,660	174	26,750	0
	比 較	0	0	0	0	4,000	250
	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)
	補正後	1,240	22,416	0	144,539	118,656	104,836
	補正前	1,240	22,416	0	144,539	118,656	104,836
	比 較	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0 (174)	256,907	—	90,784	347,691	47,413	395,104
補正前	0 (174)	256,300	—	90,784	347,084	47,413	394,497
比 較	0 (0)	607	0	0	607	0	607

() 内はパートタイム会計年度任用職員数(外書き)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)
	補正後	0	0	0	49,296	41,488	0
	補正前	0	0	0	49,296	41,488	0
	比 較	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員 手当	4,250	その他の 増減分	4,250	時間外勤務手当 4,000 管理職員特別勤務手当 250	衆議院議員総選挙費

承認第 5 号

専決処分事項の報告承認について

下記の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

令和 6 年度美浜町一般会計補正予算（専決第 2 号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 18 日

美浜町長 八 谷 充 則

令和 6 年 度

愛知県知多郡美浜町補正予算書
及び予算説明書

令和 6 年 度

美 浜 町 一 般 会 計 補 正 予 算

令和6年度美浜町一般会計補正予算（専決第2号）

令和6年度美浜町の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,054,715千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月18日提出

美浜町長 八 谷 充 則

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		957,677	2,000	959,677
	2 国庫補助金	449,037	2,000	451,037
歳 入 合 計		9,052,715	2,000	9,054,715

歳 出

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		3,089,013	2,000	3,091,013
	1 社会福祉費	2,072,626	2,000	2,074,626
歳 出 合 計		9,052,715	2,000	9,054,715

令和 6 年 度

美浜町一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款				
15 国庫支出金				
歳入合計				

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

補正前の額	補 正 額	計
957,677	2,000	959,677
9,052,715	2,000	9,054,715

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	3,089,013	2,000	3,091,013
歳 出 合 計	9,052,715	2,000	9,054,715

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,000			
2,000			

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	239,356	2,000	241,356
計	449,037	2,000	451,037

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補 助金	2,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2,000

1 5 款 国庫支出金

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	313,687	2,000	315,687	2,000 国庫支出金			
計	2,072,626	2,000	2,074,626	2,000	0	0	0

(△ 印 は 減) (単 位 : 千 円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	2,000	●低所得者支援給付金給付事業 【福祉課】 2,000 19扶助費 (2,000) 給付金 2,000

3 款 民生費

議案第49号

知多南部衛生組合同規約の変更について

知多南部衛生組合同規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、知多南部クリーンセンターごみ焼却施設の解体完了に伴い、知多南部衛生組合同規約を変更することについて、協議するため必要があるからである。

知多南部衛生組合規約の一部を変更する規約

知多南部衛生組合規約（昭和41年知多南部衛生組合規約第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第1号中「ごみ焼却施設の管理並びに」を削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 0 号

美浜町税条例の一部を改正する条例について

美浜町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町税条例の一部を改正する条例

美浜町税条例(昭和30年美浜町条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) 〔略〕 <u>(3) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> (4) 〔略〕 (5) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号<u>から第4号まで</u>に掲げる寄附金(_____租税特別措置法第41条の18の	(寄附金税額控除) 第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) 〔略〕 <u>(3) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの</u> (4) 〔略〕 (5) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号<u>及び第3号</u>に掲げる寄附金(<u>同条第3項及び</u>租税特別措置法第41条の18の

2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金を含む。)のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして町長が別に定めるもの

2 〔略〕

(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第54条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については**第3号** 及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)**第152条第5項**の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社

2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金を含む。)のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして町長が別に定めるもの

2 〔略〕

(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第54条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については、**第3号** 及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)**第64条第4項** の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社

団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究の目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(5) 〔略〕

附 則

〔削る〕

団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究の目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(5) 〔略〕

附 則

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第54条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第33条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の美浜町税条例第33条の7第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第3号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

議案第 5 1 号

美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

美浜町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、知多都市計画公園の変更に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町都市公園条例の一部を改正する条例

美浜町都市公園条例(平成4年美浜町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
公園名称	位置	公園名称	位置
前田公園	美浜町新浦戸二丁目9番	前田公園	美浜町新浦戸二丁目9番
籠田公園	美浜町新浦戸一丁目7番	籠田公園	美浜町新浦戸一丁目7番
森下公園	美浜町新浦戸三丁目4番	森下公園	美浜町新浦戸三丁目4番
小原池北公園	美浜町美浜緑苑二丁目14番6	小原池北公園	美浜町美浜緑苑二丁目14番6
小原池中央公園	美浜町美浜緑苑二丁目7番12	小原池中央公園	美浜町美浜緑苑二丁目7番12
小原池西公園	美浜町美浜緑苑四丁目11番1	小原池西公園	美浜町美浜緑苑四丁目11番1
小原池南公園	美浜町美浜緑苑三丁目1番2	小原池南公園	美浜町美浜緑苑三丁目1番2
土海道公園	美浜町北方一丁目44番	土海道公園	美浜町北方一丁目44番
雁渡公園	美浜町北方三丁目29番	雁渡公園	美浜町北方三丁目29番
稲早公園	美浜町大字上野間字郷戸61番	稲早公園	美浜町大字上野間字郷戸61番
杉代公園	美浜町大字上野間字郷戸68番	杉代公園	美浜町大字上野間字郷戸68番
郷下公園	美浜町大字布土字郷下137番	郷下公園	美浜町大字布土字郷下137番
美浜町総合公園	美浜町大字北方字十二谷1番2	美浜町総合公園	美浜町大字北方字十二谷1番2
川田公園	美浜町新栄一丁目3番4	川田公園	美浜町新栄一丁目3番4
砂原公園	美浜町新栄二丁目8番4	砂原公園	美浜町新栄二丁目8番4

小坂公園	美浜町河和台一丁目129番	小坂公園	美浜町河和台一丁目129番
花廻間公園	美浜町河和台二丁目187番	花廻間公園	美浜町河和台二丁目187番
こぐら公園	美浜町河和台三丁目175番	こぐら公園	美浜町河和台三丁目175番
あたけ公園	美浜町北方五丁目45番	あたけ公園	美浜町北方五丁目45番
かきたに公園	美浜町北方六丁目1番	かきたに公園	美浜町北方六丁目1番
美浜町運動公園	美浜町大字奥田字奥田前1番1	美浜町運動公園	美浜町大字奥田字奥田前1番1
大池公園	美浜町大字布土字大池183番1		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、知多都市計画公園の変更に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

美浜町ふれあい公園の設置及び管理に関する条例(令和6年美浜町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
北亀井ふれあい公園	布土字北亀井27番9	大池ふれあい公園	布土字大池183番
郷下ふれあい公園	布土字郷下1番14	北亀井ふれあい公園	布土字北亀井27番9
時志ふれあい公園	時志字北郷中37番2	郷下ふれあい公園	布土字郷下1番14
北方ふれあい公園	北方字東側43番	時志ふれあい公園	時志字北郷中37番2
上前田ふれあい公園	河和字上前田81番14	北方ふれあい公園	北方字東側43番
北田面ふれあい公園	河和字北田面166番1	上前田ふれあい公園	河和字上前田81番14
河和ふれあい公園	河和字北屋敷23番1	北田面ふれあい公園	河和字北田面166番1
古布ふれあい公園	古布字九条1番2	河和ふれあい公園	河和字北屋敷23番1
屋敷ふれあい公園	古布字屋敷164番4	古布ふれあい公園	古布字九条1番2
中平井ふれあい公園	豊丘字中平井77番18	屋敷ふれあい公園	古布字屋敷164番4
切山ふれあい公園	豊丘字長端6番	中平井ふれあい公園	豊丘字中平井77番18
小野浦ふれあい公園	小野浦字奥法93番	切山ふれあい公園	豊丘字長端6番
細目ふれあい公園	野間字富具崎252番	小野浦ふれあい公園	小野浦字奥法93番
一色ふれあい公園	野間字本郷3番10	細目ふれあい公園	野間字富具崎252番
若松ふれあい公園	野間字中町130番	一色ふれあい公園	野間字本郷3番10

野間ふれあい公園	野間字石名原111番	若松ふれあい公園	野間字中町130番
柿並ふれあい公園	野間字小松川37番11	野間ふれあい公園	野間字石名原111番
天野ふれあい公園	奥田字天野1番4	柿並ふれあい公園	野間字小松川37番11
奥田南ふれあい公園	奥田字南側78番1	天野ふれあい公園	奥田字天野1番4
奥田北ふれあい公園	奥田字石畑238番	奥田南ふれあい公園	奥田字南側78番1
新居ふれあい公園	上野間字新居51番2	奥田北ふれあい公園	奥田字石畑238番
上野間ふれあい公園	上野間字北川62番1	新居ふれあい公園	上野間字新居51番2
		上野間ふれあい公園	上野間字北川62番1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

指定管理者の指定について

下記のとおり美浜町河和港駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

美浜町長 八 谷 充 則

施設名	美浜町河和港駐車場
選定の方法	公募型プロポーザル方式
指定管理者	東京都品川区西五反田二丁目20番4号 タイムズ24株式会社 代表取締役 西川 光一
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、美浜町河和港駐車場の指定管理者を指定する必要があるからである。

議案第54号

指定管理者の指定について

下記のとおり美浜町図書館及び生涯学習センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

施設名	美浜町図書館及び生涯学習センター
選定の方法	公募型プロポーザル方式
指定管理者	東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、美浜町図書館及び生涯学習センターの指定管理者を指定する必要があるからである。

議案第 55 号

町道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 10 条第 1 項、第 3 項の規定に基づき道路の路線を別紙のように廃止及び認定する。

令和 6 年 12 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、道路を払下げ及び本町内の道路の実状を調査し、的確な路線の廃止及び認定の必要があるからである。

道 路 廃 止 路 線

整理 番号	道路の 種類	路線名	起 点	幅員 (m)	延長 (m)	重要な 経過地
			終 点			
1	町道	2091 号線	美浜町大字布土字平井 154-4 番地先から 美浜町大字布土字北浜田 8-2 番地先まで	1.5 3.3	90.8	
2	町道	2278 号線	美浜町大字布土字梅之木 48-1 番地先から 美浜町大字布土字北浜田 107 番地先まで	2.90 6.10	335.6	
3	町道	3151 号線	美浜町大字奥田字中山平井 7-88 番地先から 美浜町大字奥田字坪山 1-11 番地先まで	2.00 3.00	266.3	

町 道 認 定 路 線

整理 番号	道路の 種類	路線名	起 点	延長 (m)	重要な経過地
			終 点		
1	町道	2091 号線	美浜町大字布土字北浜田 8-2 番地先から 美浜町大字布土字平井 193-1 番地先まで	60.5	
2	町道	2278 号線	美浜町大字布土字梅之木 48-4 番地先から 美浜町大字布土字梅之木 36-1 番地先まで	92.9	
3	町道	2295 号線	美浜町大字布土字北浜田 107 番地先から 美浜町大字布土字梅之木 44 番地先まで	162.8	
4	町道	3151 号線	美浜町大字奥田字中山平井 7-88 番地先から 美浜町大字奥田字中山平井 7-29 番地先まで	215.7	